

化管法（PRTR 法）施行令を改正する政令の公布



「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成 20 年 11 月 18 日に閣議決定され、同 21 日に公布されました。

これは化管法や PRTR 法とも呼ばれる法律の改正で、パブリックコメントの実施を経てこのたび公布となりました。

改正の趣旨は、化管法に規定する第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の指定物質の見直しと、第一種指定化学物質等取扱業者となり得る業種として新たに医療業を追加するというものです。

改正後の内容としては、

- 第一種指定化学物質が現行の 354 物質から、改正後は 462 物質となります。
- 特定第一種指定化学物質も現行の 12 物質から、改正後は 15 物質になります。
- 第二種指定化学物質が現行の 81 物質から、改正後は 100 物質になります。
- PRTR 制度の対象となり得る業種に、医療業が追加されます。

今後の予定としては、MSDS 制度が平成 21 年 10 月 1 日に施行される予定です。なお、PRTR 制度における改正後の対象物質の排出・移動量の把握は平成 22 年度から、また届出は平成 23 年度から実施の予定です。

当社では、PRTR対象物質分析（有機溶剤類の廃液の測定等）についても行ってまいります。お気軽にご相談下さい。

資料 2008年11月17日付 環境省報道発表資料
EIC ネット

水質分析箇所 堀井義則